〔論 説〕

共同研究開発契約を利用した業務提携の法的分析

稲田和也

1. はじめに

ある製品あるいは技術について、複数の当事者が共同、分担して、研究や開発をする旨の契約を締結し、これを遂行する形態の研究開発活動がある。これらは、共同研究や共同開発などの名称(以下、本稿では「共同研究開発」と総称する。)で呼ばれている¹⁾。共同研究開発は複数の当事者が事業目的で参加し、共通の目的達成のための活動するものであり、企業実務での利用も多いことから、従来から業務(事業)提携の一形態としてもとりあげられてきた²⁾。ただし、共同研究開発の目的、当事者の組み合わせ、実施態様等はさまざまであり、統一的な理解が難しく、また、このような共同研究開発の遂行を目的とする契約(以下、本稿では「共同研究開発契約」という。)は、契約実務の観点や競争法の観点からの分析・研究が先行してるものの、業務提携の観点からの分析・研究は十分になされてこなかったように思われる。

そこで、本稿では、①さまざまな観点から共同研究開発契約の内容を概観した上で、本稿での分析対象を共同研究開発契約の成果の実施を企図する国内事業者間のものに限定した上で(第2項)、③共同研究開発契約に関する契約条項の内容や特徴および法的性質をめぐる議論を整理し(第3項)、④さらに裁判例の状況および先行研究の確認をしたい(第4項)。そして、これらを通じて、⑤共同研究開発契約の業務提携での位置づけを明らかにすることを目的とする(第5項)。

¹⁾ 本稿における「研究、開発」とは、特に断りのない限り、自然科学の方法および知見を活用し、産業上利用できる技術を生み出す活動をいうものとし、既存技術・製品の改良を含むものとする。独禁法の規制や統計処理上の目的で共同研究開発が定義されることはあるものの、法令上明確な定義があるわけではない。ちなみに、本文後掲の公正取引委員「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」の適用される共同研究開発は、「複数の事業者が参加して研究開発を共同で行うこと」とされている。

²⁾ 技術提携論の嚆矢の文献である大隅健一郎「技術提携」石井照久ほか『経営法学全集 第11巻』(ダイヤモンド社、1967年) 1 頁では、高度経済成長の技術導入期ということもあってか、専らライセンス契約が取り上げられてのみであり、共同研究開発契約には言及されていない。その後、正田彬「業務提携の実態と法的性質」ジュリ785号(1983年)44頁や椿寿夫「提携契約論序説(上)(下)」ジュリ846号(1985年)117頁、849号10頁は、業務提携としての共同研究開発に言及されている。また、田代有嗣『企業提携の法律』(日本経済新聞社、1985年)151頁以下は、共同開発契約を供給契約の箇所で言及している。

2. さまざまな共同研究開発契約の概観と本稿の分析対象

(1) 契約締結の目的

企業における研究開発は、独自の研究開発、研究者等の人材の引き抜き、他社や他社研究開発部門等の買収、ライセンスの受け入れのような方法があるものの、近年は不足する技術の補完等の目的で共同研究開発によることも少なくない³⁾。 研究開発の過程の観点からは、不足する技術の補完目的のほかにも、開発スピードの向上(研究開発期間の退縮)、資金の確保、コストやリスクの低減など目的があげられることがある⁴⁾。一方で、単なる不足技術の補完に止まらず、より積極的な技術融合による新規技術開発や技術の標準化を目指して、共同研究開発の形態をとることが増加しているとの指摘もある⁵⁾。また、研究開発の成果の観点からも、新たな商流を開拓する目的や営業上のメリット(宣伝材料)を獲得する目的⁶⁾、あるいは有力な事業者の囲い込み目的などのために締結されることもある。その他、グローバル化に伴い、現地のニーズを踏まえた製品開発や生産の現地化を目的とすることがあげられることもある⁷⁾。

(2) 共同研究開発の分類

(ア) 実施方法による分類

研究開発の実施方法による分類としては、①全当事者が研究開発を担当するもの、②研究開発を一部の当事者が担当し、他の当事者は資金提供等の役割を担うもの、③全当事者によって研究開発を担う組織を組成し、その組織が研究開発を行うもの、さらに④事業者団体により研究開発を行うものなどがあるとされる⁸。

このうち①は企業間の共同研究開発の典型的な例であるものの、分担される研究開発には、技術や開発物品の評価や仕様・規格あるいは販売に関する助言が含まれることがあり、製作物供給契約との線引きが問題となる事例もある。また、②は、共同で研究開発をしているとは評価しづらく、いわゆる研究開発委託と呼ばれる、準委任または請負あるいはこれに類する契約形態と実質的な差はないであろう⁹。一方、③は、明確に組合が組成される場合やいわゆる合弁法人を設立することがあり、会社法等の団体法規の考慮に入れる必要がある。

- 3) 生沼寿彦 = 松井保仁「共同研究開発契約の理論と実務 第1回 共同研究開発契約総論」NBL966号 (2011 年) 16頁
- 4) 生沼=松井・前掲注3) 18頁、奈良輝久=日下部真治=神田孝=元芳哲郎編著『詳解 アライアンス契約の 実務と条項』(青林書院、2016年) 398頁 [宮坂英司]、重富貴光=酒匂景範=古庄俊哉『共同研究開発契約の 法務 第2版』(中央経済、2022年) 1頁以下、大阪弁護士会知的財産法実務研究会編『知的財産契約の実務 理論と書式 特許編』(商事法務、2022年) 24頁などを参照。なお、医薬品を念頭においていると思われるも のとして、中島憲三『共同研究・開発の契約と実務』(民事法研究会、2015年) 8頁も参照
- 5) 生沼=松井・前掲注3) 18頁
- 6) 生沼=松井·前掲注3) 18頁
- 7) 生沼=松井・前掲注3) 18頁、重冨ほか・前掲4) 3頁
- 8) 生沼=松井・前掲注3) 19頁、奈良ほか・前掲4) 400頁。なお、重富・前掲4) 10頁
- 9) 生沼=松井・前掲注3) 19頁、中島・前掲4) 2頁

また、共同研究開発契約の当事者の数については、二者による契約に限定されるものではなく、三者以上の当事者が契約に参加することもある $^{10)}$ 。

(イ) 当事者の有する技術の範囲・事業活動による分類

各当事者が有する技術の範囲や事業活動の観点からは、①同種の完成品メーカー同士のように同じ範囲の技術を有する者が当事者となるもの(水平型)、②完成品メーカーと部品メーカーのように異なる範囲の技術を有する者が当事者となるもの(垂直型など)に区分できる¹¹⁾。このうち①の水平型では、標準規格化のための共同研究開発やスタートアップ企業・ベンチャー企業の保有技術の量産化・商業化のためのものなども含まれる。一方、②の垂直型は技術の補完となることや、研究開発対象を明確にしやすく、事業化における分担も見通しやすいなどの点から共同研究開発が多く占めているものと思われる。

(ウ) 当事者の属性による分類

各当事者の属性による分類としては、①すべての当事者が営利企業であるものと②企業と大学等の研究機関とを当事者とするものがある¹²⁾。このうち①では、各当事者は共同研究開発によって得られた知的財産等の成果を各自が実施すること(特許法2条2項参照)を企図または想定していることが多い。なお、営利企業間の共同研究開発であるものの、当事者の一方が大学発のベンチャー企業・スタートアップ企業の場合があり¹³⁾、この場合には独禁法等の観点からこれまでの営利企業間の共同研究開発とは異なり、②の以下の状況と類似する部分がある。つぎに、②では、大学等の研究機関は成果を自ら実施することではなく、当該成果についてライセンス料収入や不実施補償の取得を想定していることが多い。また、②の共同研究開発について、研究機関側の契約締結目的として研究経費の獲得を有することが少なくなく、それに応じた内容となること、また、研究機関は成果の活用法が違うことだけでなく、研究機関が公的性質を有する教育研究機関である点において、①の企業間の共同研究開発とは基本的な状況が異なり、①の共同研究開発の議論がそのままあてはまらない部分が多い¹⁴⁾。

¹⁰⁾ 清水真希子「共同研究開発契約についての一試論」都法44巻2号(2004年)247頁、249頁参照

¹¹⁾ 生沼=松井・前掲注3) 19頁、重富ほか・前掲4) 2頁

¹²⁾ 生沼=松井・前掲注3) 22頁、重冨ほか・前掲注4) 2頁、中島・前掲4) 6頁

¹³⁾ 公正取引委員会 = 経済産業省「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」(令和4年3月3日) 14頁以下参照 https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331010/20220331010-1.pdf 〈2023年3月1日閲覧〉

¹⁴⁾ 生沼 = 松井・前掲注3) 23頁。もっぱら大学等との共同研究開発に関して、近時の実務家の論考として、大野聖二「実践知財法務No.14 共同研究開発」ジュリ1578号 (2022年) 82頁がある。また、紛争事例を紹介するものとして、山口裕司「異業種間のオープンイノベーションにおける紛争事例と契約締結のポイント」研究開発 Vol. 18 No.6 (2021年) 29頁も参照。

(エ) その他の分類

上記以外の分類方法としては、当事者の国籍(外国法人との共同研究開発かどうか)によるもの 15 や研究開発段階によるもの 16 が指摘されている。前者では準拠法の問題が生じることになろうし、後者では研究開発目標の設定や事業化への想定について、それぞれ契約内容に違いが生じるものと考えられる。

(3) 小括 — 研究対象となる契約

前述のとおり共同研究開発にはさまざまな態様のものがあり、共同研究開発契約もそれぞれの 基礎的な事情や契約条項の内容も多種多様なものとなる。本稿は業務提携における共同研究開発 契約を検討するものであり、また、議論の焦点を明確にするために、論述の対象を日本国内の営 利企業の間で締結される契約であって、かつ、各当事者が共同研究開発の目的達成のための研究 開発活動を担当し、得られた成果に基づいた事業化を企図・想定している場合にものに限定する もの(すなわち、上記(2)の(ア)①、(イ) ②および(ウ)①のスタートアップ企業を除いた ものに該当する)とし、以下では、特に断りのない限り、共同研究開発および共同研究開発契約 はこのようなものを意味することを断っておきたい。

3. 共同研究開発契約に特徴的な条項の検討と法的性質

(1) 共同研究開発契約に特徴的な条項

共同研究開発契約で定めるべき条項は、研究開発ごとに異なるものの、概ね以下のようなものとなる。すなわち、研究開発の目的や対象、研究開発の期間、業務の分担、研究開発を担当する従業員・職員や外部委託の制限、費用の分担、情報の提供、進捗状況の報告、秘密保持・目的外利用の禁止、成果の帰属、成果としての知的財産権の管理その他の取り扱い、第三者との共同研究開発等の制限、事業化の取り決め各条項の有効期間終了後の効力などのほか解除等の一般条項が設けられている¹⁷。

以下では、共同研究開発契約に定めれるこれらの条項のうち、特徴的と考えられる条項の内容

¹⁵⁾ 生沼=松井・前掲注3) 23頁、重冨ほか・前掲注4) 3頁

¹⁶⁾ 生沼=松井·前掲注3) 19頁、中島·前掲注4) 5頁

¹⁷⁾ 共同研究開発契約の条項例については、奈良ほか・前掲注4) 404頁以下、重富はか・前掲注4) 55頁以下、 大阪弁護士会知的財産法実務研究会・前掲注4) 29頁以下、阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成実務と書式 第2版』(有斐閣、2019年) 448頁以下などの実務書を参照。また、条項例を示していないものの、取り決めるべき内容やその意義を解説する連載記事として、生沼寿彦=小林寛治=松井保仁「共同研究開発契約の理論と実務 第3回 前文・定義・対象特定・業務分担・情報交換等」NBL969号(2012年)65頁、生沼寿彦=小池眞一=山上修平「共同研究開発契約の理論と実務 第4回 発明成果 表明保証」NBL970号(2012年)44頁、鎌田邦彦=末永京子「共同研究開発契約の理論と実務 第5回 開発成果の利用、管理・権利行使、改良発明」NBL971号(2012年)76頁、小林和弘=藤野睦子「共同研究開発契約の理論と実務 第6回 費用負担、禁止事項、終了原因、契約終了時の措置」NBL972号(2012年)92頁がある。

とその意義について確認したい。

(ア) 研究開発の対象と業務の分担条項

共同研究開発契約では、研究開発目標となる技術や製品が明記され(目的条項あるいは定義条項に内容が記載されることが多い)、また、その目標達成のために各当事者が分担する研究開発業務が明記されることが多い。後者については、当事者ごとに「(本共同研究開発のうち)〇〇に関する研究開発」程度の記載の場合もあるし、かなり詳細に定めることもある。これは各当事者の保有技術等の研究開発能力や企図・想定される事業化の際の役割によって定められることとなる。

これら研究開発の対象および分担条項は、共同研究開発の費用の負担、成果の帰属および事業化への影響があるだけでなく、共同研究開発のねらいのひとつである研究・開発行為の重複や無駄をなくし、経済的・効率的な研究開発のための共同研究開発契約の基本的かつ重要な条項となる¹⁸⁾。

(イ)情報提供条項

共同研究開発契約では、各当事者が保有し、かつ、研究開発の実施のために必要な技術上または営業上の情報を相互に提供することを義務付けることが多い。たとえば、各当事者は「自らが保有する、本件共同研究開発の実施ために必要かつ有益な技術上または営業上の情報を相互に無償で提供する。ただし、第三者に対し秘密保持義務を負担している情報についてはこの限りではない」などである。

相互に提供される情報には、技術上の知見やデータに限らず、アイデアや着想、試作品や原材料、あるいは営業上の市場等の情報なども含まれ、公知であるか、秘密であるか(ここでいう秘密とは、不正競争防止法2条6号の営業秘密の要件となるべきものに限定はされない。なお、共同研究開発契約上の秘密保持義務の対象となる秘密情報は当該規定において別途定義されることが多い)を問わず、各当事者が保有する幅広い情報が対象となる。また、共同研究開発により各当事者が得た知見等の情報については、進捗状況の報告の条項または本条項に従い提供されることになる。本条項は、全ての当事者にとって、自己に不足する技術上または営業上の知見その他の情報を他の当事者から取得できる契約上の根拠となる取り決めとなる。もちろん、情報提供は共同研究開発目的の使用を当該情報等(成果となるものを除く)に許すものに止まる。

(ウ) 成果の帰属に関する条項

共同研究開発契約では、共同研究開発の結果得られた、発明、考案、著作物、データその他 の技術上および営業上の成果についての定めが置かれる。契約条項としては、全当事者が研究

¹⁸⁾ 奈良ほか・前掲注4) 409頁、生沼=小林・前掲注17) 67頁

開発活動を行う場合には、成果は全当事者の共有とし、持分は均等とすることが少なくないと思われる¹⁹⁾。たとえば、各当事者が「本件共同研究開発の期間中に、本共同研究開発の結果取得した発明、考案、技術上および営業上のノウハウは、(各当事者の)共有とし、その持分は均等とする」である。このような定め方以外にも、発明者等がいずれの当事者に属したかで定めるものとしたり、成果の技術範囲によって各当事者で分け、単独保有としたり、分担や費用の負担に応じて持分割合について均等以外の取り決めを行ったりすることもある。さらに、各当事者が独自に関連する研究開発を行っている場合、他の当事者から提供された情報が独自の研究開発の成果に混ざること(コンタミネーション)の懸念があることから、共同研究開発中および終了後一定期間は、改良成果や関連成果の通知義務や成果帰属の協議義務などを定めることもある。

成果の帰属は、ある技術なり、製品の事業化を目的とした共同研究開発の場合、事業化した際の各当事者の利益に直接影響を与えることもあり、共同研究開発契約締結の目的にもかかわる取り決めである²⁰⁾。

(エ) 第三者との共同開発の制限 (禁止) 条項

共同研究開発契約では、共同研究開発中の第三者との同一および関連する開発を制限する条項が置かれることがある。たとえば、「本共同研究開発の期間中、本共同研究開発と同一または密接に関連するテーマの研究開発を単独または第三者と共同で行い、もしくは第三者から受託してはならない」などとされる。これは、当事者に契約の対象となっている共同研究開発に専念させるとともに、上記(ウ)の成果のコンタミネーションを防ぐことを目的としている。また、この条項は秘密保持義務のための行為規制としての役割を有することもある²¹⁾。

(オ) 事業化条項

共同研究開発契約では、共同研究開発の終了後、得られた成果を利用する共同研究開発参加者の協業による事業スキームの大枠を定め、各当事者に対し必要な契約を別途締結すべき旨の事業化条項を取り決めることがある。企業間の共同研究開発は、研究開発の成功が目的ではなく、投下資本の回収および事業化による収益の獲得を目的とするものであり、その点からも事業化条項は最も重要な条項の一つである²²⁾。このような事業化条項に基づいて新たに締結される

¹⁹⁾ 知的財産権を受ける権利は発明者等の実際の寄与度に応じて発明者等本人またはその使用者に帰属することが原則であり(特許法29条、35条、実用新案法3条、11条3項など参照)、共同研究開発契約に定める帰属および帰属割合と実際の発明者等およびその寄与度が異なる場合には権利の譲渡が必要となる。村上遼「共同開発契約に関する実務上の留意点 — 成果の帰属を中心に」知財ぶりずむvol.19(2021年)No.22195頁も参照。

²⁰⁾ 生沼=小池·前掲注17) 44頁

²¹⁾ 奈良ほか・前掲注17) 423頁。小林 = 小池・前掲注17) 95頁も参照

²²⁾ 生沼=小林・前掲注17) 66頁。ただし、同書が指摘するように、かならずしも契約締結時点で事業化条項が明記できない場合もありうる。しかし、事業化を全く見通せない研究開発について、他社も参画させた共同研究開発とすることは考えづらく、共同研究開発の前段階として分けて考えるべきであろう。

契約は、垂直型の共同研究開発ならば、特注品・部品の供給契約となることが少なくない。たとえば、各当事者は「本件共同研究開発の完了後、遅滞なく、以下を原則として、本件共同研究開発の成果物である製品の事業化に関する契約を別途協議の上締結する。(1)(一方当事者は)成果物である製品に使用する部品を製造し、相手方に提供する。(2)(もう一方の当事者は)提供を受けた部品を使用して、〇〇を完成し、販売する」などである。事業化条項に基づき、新たな取引形態に移行することが共同研究開発契約上義務付けられる。それ以外にも、共有成果の各当事者の実施について取り決めがなされることもある(特許法73条2項参照)。企業間の場合、各共有者が成果を無償で自由に実施できるとするものや実施により得られた利益のうち共有者以外との取引で得られたものの配分を求めるものもある。

(2) 独禁法による契約条項規制とその影響

共同研究開発契約の締結により、他の当事者に対し同契約上の義務を負うところ、この義務が自らの事業活動の制約となることがある。このような制約に係る取り決めが他の当事者の事業活動を不当に拘束し、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、不公正な取引方法(独禁法19条)にあたることがあるとして、平成5年4月20日(最終改定:平成29年6月16日)付け公正取引員会「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針²³⁾」第2は、共同研究開発契約の各条項について、共同研究開発の実態を踏まえ、「共同研究開発の実施に関する事項」、「共同研究開発の成果である技術に関する事項」及び「共同研究開発の成果である技術を利用した製品に関する事項」に分けた上で、独禁法上の考え方を明らかにしている。同指針において、上記3.(1)の特徴的な各条項は取り決めをすること自体は問題がないとはされているものの、取り決めの内容によっては公正競争阻害性を有し、不公正な取引方法とされる場合があるとされる。違反行為には排除措置命令(独禁法20条)を受けるリスクもあるため、事業者にとって、同指針の内容は契約締結にあたって必ず留意される内容となる²⁴⁾。

(3) 共同研究開発契約の法的性質

共同研究開発契約の法的性質については、契約内容が多種多様であるため、統一的な理解は難しいとされる。しかしながら、契約条件から、共同研究開発契約の多くが該当する法的性質については、以下のとおり、組合契約とする見解と無名契約とする見解がある²⁵⁾。

- 23) https://www.jftc.go,jp/dk/guideline/unyoukijun/kyodokenkyu.html 〈2023年2月28日閲覧〉なお、本指針では、条項規制だけではなく、共同研究開発自体が不当な取引制限(独禁法3条)に該当する場合もあるとし、その判断のための考慮事項も明らかにしている。
- 24) 奈良ほか・前掲注4) 401頁。また、スタートアップ企業等との共同研究開発契約については、前掲注13) の 指針の影響も予測される。
- 25) 研究開発を相互に委託する形態の委任契約の可能性を指摘するものとして、生沼=松井・前掲注3) 24頁がある。ただ、対価的関係があるとは考えづらく、また、三者以上の共同研究開発では契約関係が複雑になることからも有益な議論とはなりづらい。一方、大手企業とスタートアップ企業等との共同研究開発では委任契約が原則的なものとなっているとの指摘がある(前掲注13) の指針参照)

(ア) 組合契約説

組合契約とする見解は、当事者に組合を組成するという明確な意思をもって契約を締結することは少ないと思われるとしつつ、共同研究開発契約では組合の成立要件(民法667条1項参照)である「出資」と「共同の事業」のいずれも満たすとする²⁶⁾。すなわち、出資は労務の出資を含め、財産的価値のあるものであれば足りるとされ²⁷⁾、各当事者が労働力および費用を分担・負担して得られた技術的知見やデータを相互に提供すれば、出資の要件を充足する。また、共同の事業とは、組合員全員が事業の執行(少なくともその監督)に関与し、利益の配分に関与しているものであれば、事業の内容自体に制限はないとされている²⁸⁾ところ、本稿の共同研究開発契約のように全当事者が研究開発を担当し、その成果を利用する場合には、一般的に共同の事業ということができると考えられる²⁹⁾。また、上記(1)の特徴的な条項も組合との親和性があるともいえる。

ただし、組合契約説に立つ見解でも、実務的な影響はあまり大きくないように思われるとされる。その理由として、民法は組合について詳細な規定を置いていないこと、民法に置かれている規定も多くは任意規定であって、実務上強行規定とされるものも契約の履行にあたって問題となるようなものではないとされている³⁰⁾。

(イ) 無名契約説

無名契約とする見解は、共同研究開発契約が役務提供の要素を持つところ、役務提供型の典型契約である請負、準委任および組合のいずれにもあてはめ難いため、結論として無名契約とみるのがふさわしいとする³¹⁾。すなわち、仕事の完成を約して締結されるものではないので、請負には該当せず(民法632条参照)、また、各当事者の要した費用の償還や解除に関する委任の諸規律(民法649条~651条)の考え方は共同研究開発契約にはなじみづらく、そして当事者に出資による組合を形成しようとする意思があるとはかぎらず、相当に詳細かつ具体的な事項が契約に記載されていることが多いため、組合の規律を持ち込む必要性が乏しいとする³²⁾。

²⁶⁾ 山本豊編著『新注釈民法 (14) 債権 (7)』(有斐閣、2018年) 467頁 [西内康人]、元芳哲郎「共同開発契約」 現代企業法研究会編著『企業間提携契約の理論と実務』(判例タイムズ社、2012年) 232頁、小林健男『共同 研究契約の実務と手続』(ビジネス教育出版社、1991年) 95頁

²⁷⁾ 我妻榮『債権各論 中巻二』(岩波書店、1962年) 772頁、山本敬三『民法講義IV-1契約』(有斐閣、2005年) 753頁など

²⁸⁾ 我妻·前揭注27) 772頁、山本敬三·前揭注24) 753頁

²⁹⁾ 元芳・前掲注26) 233頁は、共同研究開発と共同の事業に関し、研究開発への全当事者の関与の有無と検査権 (民法673条) の排除の有無がメルクマールになるとする。

³⁰⁾ 元芳・前掲注26) 234頁。なお、組合の規定の強行法規としては、脱退、解散に関するものが多く、たとえば 民法667条2項、同678条2項や同683条があげられている。

³¹⁾ 生沼=松井・前掲注3) 24頁、奈良ほか・前掲注4) 400頁

³²⁾ 生沼=松井・前掲注3) 24頁

4. 裁判例における共同研究開発の状況

共同研究開発または共同研究開発契約をめぐっては多くの裁判例が公表されている。それらすべてを検討する能力も時間もないため。本稿では、近時(おおむね2010年以降)に判決が出された公表裁判例を通じて、共同研究開発契約の締結に至った経緯の状況や紛争の内容について、裁判所が判決中で認定した事実に基づいて確認した上で、先行研究における分析の内容を確認しておく。

(1) 近時の裁判例における共同研究開発契約の締結の経緯

共同研究開発契約の成立が認められた裁判例における契約締結の契機としては、以下のようなものがあった。すなわち、

(ア) 従来から何らかの取引関係のあった企業間で製品の改良や新製品の開発のために一方当事者 から提案があって開始したもの

【裁判例9】東京地判平成28・10・24裁判所ウェブサイト

原告会社が被告会社に製造を依頼したグルコシルグリセロール組成物の試作品が想定より も早く出来上がったため、原告会社から被告会社に対し、従前の製造法では効率よく製造 することができなかった化合物(を主成分とする組成物)の共同開発を持ちかけた事案

【裁判例11】東京地判平成30・12・20裁判所ウェブサイト

被告会社と訴外会社は音楽用 CD の共同研究をしていたところ、被告会社では音楽用 CD をコンピュータ分野に応用して CD-ROM を開発するとの試みが始まり、被告会社は当該訴外会社に対し音楽用 CD に関する共同研究の成果を利用し、コンピュータ分野への応用についての共同開発を打診した事案

【裁判例12】大阪地判令和元・7・4裁判所ウェブサイト

蛍光色素(生体分野を除く)に関する共同開発を行っていた当事者の一方(スタートアップ企業、原告)が医療バイオ分野の共同開発を求めた事案

【裁判例13】東京地判令和元・9・5裁判所ウェブサイト

ファンを用いた衣料品等を企画・製造・販売を目的とする被告会社の代表者がユニホーム 等の企画・製造・販売を業とする原告の取締役と面会し、空調服の試作品についての意見 交換に訪問したことがきっかけの事案

【裁判例14】東京地判令和元・9・27裁判所ウェブサイト

原告代表者は以前に訴外会社でスノーパーク事業に使用する被告会社製造の製氷機や降雪機に関する取引をしていたところ、打ち合わせのため被告会社の工場を訪問した際、被告会社の製氷機を見学し、かねてから得ていた魚の保存に関する氷の情報を試すため、被告の製氷機を購入し、実験をしたところ、飽和食塩水を使用した結果が良好であったため、被告会社に対して訴外会社(原告会社にこの事業の譲り渡す前の会社)との冷凍設備等の共同開発を提案した事案

【裁判例16】東京地裁令和3・12・23裁判所ウェブサイト

医療用機器の取引を行っていた原告会社と被告会社は原告の提案で後発医療機器であるリングピンを製造することとなり、被告が開発・製造を行い、原告は医師からの情報の提供や厚生労働省の製造販売許可の取得ための試験や取得手続をすることとした事案(紛争品は当該リングピンの改良品)

(イ)研究開発対象製品等に関する製造委託など別の取引を想定してやりとりを開始したものの、 技術的に解決すべき点があったことから共同開発を開始することとなったもの

【裁判例15】東京地判令和2・12・1裁判所ウェブサイト

被告会社は、取引先からの依頼があったため、生分解性ポリエチレンフィルムスリットヤーンを用いたラップネットを開発することとしていたところ、以前原告会社にラッシェル編機を用いた糸(モールヤーン)の製造を依頼したことがあったことから、原告会社に対し、生分解性ポリエチレンフィルムスリットヤーンを提供し、代価を支払って、ラップネットの編布を依頼した。原告会社は、依頼品の納品後、被告会社に対し、ラップネットを量産化するに当たり、生分解性ポリエチレンフィルムのスリット加工および延伸加工も原告会社において行った上で編布したい旨申し出たので、原告会社と被告会社は生分解性ポリエチレンフィルムのスリットヤーンを牛が誤食した場合の影響について助言を得るために畜産試験場を訪れた際、牛に飼料として綿実を与えている旨の話を聞いたので、生分解性ポリエチレンフィルムを使用したラップネットの製造を共同で行うことを合意した事案。本件は、原告会社、被告会社および訴外会社の三者間契約である。

(ウ) 想定ユーザーによる製品採用にあたっての実証行為を共同研究開発と位置付けるもの 【裁判例 5】 東京地判平成25・1・21裁判所ウェブサイト

クリーニング取次業者の原告の代表者がコンビニエンスストアを展開する被告会社に対し、 自らが開発に関与したボックス型洗濯物管理装置を用いたクリーニング受付サービスの採 用ついて提案したところ、実証期間として採用された事案

(エ) 開発のための協業先を選定した上で提案したもの

【裁判例3】東京地判平成23・7・20裁判所ウェブサイト

原告会社が製造販売していた吸熱枕の販売先を探していたところ、金融機関に被告を紹介されたことから取引を開始した事案。被告会社は原告会社から仕入れて、独自のパッケージデザインと商品名で販売していたところ、原告会社は被告会社に対し不正競争防止法2条1項3号の形態模倣に該当するとして損害賠償等を求めたものの、裁判所は、一方当事者の製品に対し、他方当事者がパッケージデザインをし、自らの販売ルートにおいたことを評価し、共同開発であるとした。

【裁判例 6】 東京地判平成25 · 9 · 10LEX/DB25515243

原告会社は、新規ソーシャルアプリケーションの共同開発や開発企業に対する投資を実施するために、共同開発の協業先や出資企業の選定を行っていた中で、被告会社を共同開発の協業先企業として選定した事案

【裁判例10】東京地判平成30・5・29裁判所ウェブサイト

原告らは、被告会社が初代会長であった訴外鉄道総研がICカード乗車券の研究開発をしていることを知り、鉄道総研の開発責任者と面会するなどした上、被告会社と鉄道総研の間で非接触式ICカードの共同開発契約が締結された事案(その後一時中断後再開)

(オ) 知的財産権を共同出願する前提として、一方の当事者がそれまでのやりとりを共同研究開発 としたもの

【裁判例1】東京地判平成22・12・24裁判所ウェブサイト

建築物内の衛生害虫等の防除等を目的とする原告会社の代表者は、かねてから取引のあった、紡織付属品の製造販売を目的とする被告会社の従業員の訪問を受けた際、自作の「毒餌誘引用ボックス」の試作品を提示し、その後これを被告会社に貸与した。その後、被告会社はこの製品の商品化を行うこととなったので、被告会社の営業部次長は被告会社で作成した設計図面を原告会社に持参したところ、原告会社代表者が容器の色のほかいくつかの意見を述べ、その結果開発された製品について、原告会社と被告会社で共同出願とするため、共同開発の成果とする合意ができた事案

上記のとおり、上市を前提とした特定の技術または製品に関する共同研究開発が締結されており、しかも締結の経緯としては既にあった取引関係から発展したものが目についた³³⁾。しかし、当事者がどのような意図で共同研究開発契約という形式を選択したのかは、動機に係る部分でもあり、かつ、争点に直接関係する事情でもないためなのか、判決文中で明示はされていなかった。もちろん、各当事者の能力、技術的知見に違いがあることを前提として、新たな技術なり製品を生み出すために分担が必要であったと推測できる。

一方、報道で散見されるような包括的な業務提携関係の合意が先行し、その過程または結果と して、共同開発契約が締結された事例は、近時の裁判例からは見いだせなかった。

(2) 近時の裁判例における紛争の状況

近時の裁判例における共同研究開発契約をめぐる争点としては、以下のようなものがあった。 まず、共同研究開発契約の成否自体に争いがあったものとして、

³³⁾ 奈良ほか・前掲注4) 404頁には、研究者同士の人的つながりから共同研究開発が始まることが少なくないと指摘する。

(ア) 共同研究開発契約の成否自体に争いがあり、かつ、これが肯定されたもの

【裁判例 1 】東京地判平成22·12·24(前出)

取引経緯について前出箇所も参照。原告会社の予備的請求として、原告会社の助言等の行為が被告会社による商品化および大量生産のために行った商行為であるとして、商法512条に基づく報酬を請求したところ、被告会社からの抗弁として共同開発の事実が主張されている。判決では、原告会社と被告会社が共同開発に合意していたという事実を認めた上で、被告会社の様々な意見やアドバイスも共同開発者としての原告会社自身の利益を図るために行われたものということができ、必ずしも被告会社に利益を与える意思で、被告会社のために行われたものと認めることはできないとして、予備的請求を棄却している。

【裁判例13】東京地判令和元7 · 4 (前出)

取引経緯について前出箇所も参照。被告会社の商品が不正競争防止法2条1項3号の「他人の商品の形態」に該当するかとの争点に関し、開発段階での意見交換に加えて、被告会社が上市リスクの大部分を負担していることを評価し、被告会社は少なくとも共同開発者としての貢献が認められるとして、該当性を否定した。

(イ) 共同研究開発契約の成否自体に争いがあり、かつ、これが否定された事例

【裁判例2】東京地判平成23・3・31判タ1339号335頁

婦人服について共同開発を主張する原告会社に対し、原告会社は被告会社が独自に創作したデザインに従って婦人服を製造し、被告会社に納入していたものであって、生地の不良在庫化のリスクがあるとしても、共同開発ではなく、製造物供給契約の関係であるとした事案。なお、原告会社が被告会社に対し婦人服の代金請求をしたところ、被告会社が不正競争防止法2条1項3号違反に基づく損害賠償請求債権とで相殺するとの抗弁を出したところ、共同開発品であり「他人の商品」に該当しないとして、再抗弁がなされていた。

【裁判例4】東京地判平成24・1・27裁判所ウェブサイト

被告会社の出願した実用新案について、原告会社が持分移転手続の前提とて共同開発の成果であることを主張した事案。裁判所は、原告会社が被告会社に対してインフルエンザ用デバイスの試作および量産化の依頼をしたところ、両者のやりとりはファクシミリ文章や図面しか証拠上認められないとして、共同開発の成立を否定した。

【裁判例7】東京地判平成25·9·20裁判所ウェブサイト

原告会社は被告会社が開発したPOS情報開示プログラムの独占的ライセンスを受けていたところ、後継プログラムに移行することとなり、原告会社も助言した後継プログラムについて原告の使用を認めないかったことについて不法行為に基づく損害賠償を請求した事案(本訴請求)。コンピュータプログラムの使用に要望を述べたことを認めつつ、利害関係者として述べただけであるとし、共同開発の主張を否定した。

取引では当事者間で何らかのやりとりがあり、技術的なものもありえることからか、上記アおよびイのように共同研究開発契約の成否自体に争いがある裁判例も少なくない。この点が争いと

なった場合、その成否は各当事者が研究開発への具体的な関与の内容によって判断されている³⁴⁾。 次に、共同研究開発契約の成立が肯定され、または争いがない事例における紛争としては、以 下のようなものがあった。すなわち、

(ウ) 共同研究開発契約上の分担開発債務の不履行責任に関するもの

【裁判例 6】 東京地判平成25·9·10(前出)

取引経緯については前出箇所も参照。原告会社は被告会社に対し、共同開発の対象であった、携帯電話等で利用することができるゲームのソーシャルアプリケーションの音声やシナリオ作成などについての被告会社の怠慢や外注先の管理能力の欠如によって、共同開発契約の約定開発期間の終期までに本件製品の開発が完了しなかったとして、損害賠償を求めた事案。裁判所は開発経緯を認定の上、原告会社が主張する被告会社の債務不履行を認めた。

【裁判例 9 】東京地判平成28·10·24(前出)

取引経緯については前出箇所も参照。この経緯によって締結された共同開発(当事者間では秘密保持契約書と開発協力合意書が締結交換)に基づく開発業務を被告が実施しなかったとして損害賠償を求めた事案。裁判所は、本件開発協力合意の対象となる「各種グルコース誘導体」の研究・開発業務には問題となった製品(GG)の研究・開発業務は含まれないとして、原告の請求を棄却した。

(エ) 共同研究開発の成果として、技術や知的財産の帰属を争うもの

【裁判例 9 】 東京地判平成28·10·24(前出)

取引経緯および他の争点は前出箇所も参照。当事者間の契約では研究対象や分担は明確に定められておらず、また、成果の帰属は「基本的には折半」としつつ、別途協議と定められていたため、被告会社が出願した特許について原告会社が特許を受ける権利の確認を求めた事案。裁判所は、上記権利の帰属の定めは協議に対する基本的な指針を定めたものとし、また当該特許に係る開発は当該共同開発の範囲内にないとして、原告会社の請求を棄却した。

【裁判例15】東京地判令和 2 · 12 · 1 (前出)

取引経緯については前出箇所も参照。原告会社・被告会社間の共同開発契約書では、開発の成果は発明者に帰属し、また、共同で発明した発明に関与した者に帰属すると定められており、被告が出願した特許について、原告会社が共同開発者となる原告会社代表者から譲り受けたものであるとして、特許法74条1項に基づき持分の譲渡を求めた事案。裁判所は開発の経緯から原告会社代表者の当該発明に係る技術的部分への着想や情報提供その他

³⁴⁾ 商品広告や企業広報で使用される「××大学の学生たちと共同開発した△△」などでは、学生たちは商品について消費者目線での評価やアドバイスをしているものと推測されるが、このような場合であっても、法的には共同開発とする余地はあろう。

開発への現実的関与は認められないとし、原告会社の請求を棄却した。

(オ) 共同研究開発の成果である技術または成果を使用した製品に関して争うもの

【裁判例8】知財高判平成28・1・27裁判所ウェブサイト

被告会社や原告会社を含む複数の会社により「9,9-ビス(4-(2-ヒドロキシエトキシ)フェニル)フルオレン」(BPEF)の共同開発を行っていたところ、被告が出願した「フルオレン誘導体の結晶多形体およびその製造方法」に関する特許に対する原告の無効審判請求を不成立とした審決の取消を求めた事案である。争点となった無効原因のひとつに当該特許に係る製品が原告会社から複数の取引先に譲渡され、公然実施され新規性を欠くという点があり、裁判所は、この点に関し、原告会社および被告会社を含む共同開発に関連して負担する秘密保持義務の対象となる技術的情報と当該製品に係る技術情報とを比較した上、原告会社および取引先は後者について秘密保持義務を負わず、公然実施にあたるとした。

【裁判例 9 】東京地判平成28·10·24(前出)

前出の争点のほか、被告会社の第三者に対するサンプル提供が共同研究開発に伴う秘密保持契約書上の義務に違反するかどうかが争いとなった。裁判所は、秘密保持契約書の文言を検討した上、サンプル提供が情報の漏洩となるのかについて原告会社が具体的な主張立証していないことなどを理由として、請求を棄却している。

【裁判例14】東京地判令和元・9・27(前出)

取引経緯について前出箇所も参照。原告会社は、被告会社が販売する製氷機が両者間で行われた共同開発の成果であるノウハウ等を使用したものであって、専ら被告会社が製造し、原告会社は被告会社からこれを購入し販売すると定めた共同研究開発契約に違反等を理由として販売差止等を求めた事案。裁判所は、対象となった製品はノウハウ等の完成前から販売されていることなどを理由として、被告会社の契約違反等を認めず、原告会社の請求を棄却した。

このように、近時の裁判例も、共同研究開発契約をめぐる紛争として、その前提となる契約の成否、そして債務の履行の有無および契約の効果(特に技術・知的財産の権利帰属や製品の契約適用。上記エおよびオ)が目についた³⁵⁾。また、共同研究開発契約自体から生じた紛争ではないものの、不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の形態模倣における「他人の商品」該当性の判断に共同研究開発であったかどうかが使用されているもの(【裁判例 2】、【裁判例 3】、【裁判例13】、【裁判例16】)や、職務発明における相当の対価を求める元従業員(原告)が共同開発への寄与度を主張されているもの(【裁判例10】、【裁判例11】)もあった。

³⁵⁾ 大企業とベンチャー企業との共同研究開発をめぐる紛争ではあるものの、裁判例になっていないようなものも含めて指摘するものとして、宍戸善ーほか「企業の一生プロジェクト — 具体的イメージから説き起こす企業法がインセンティブ・バーゲニングに与える影響 事業提携(1)~(6) 大企業から共同開発の提案を受ける」NBL1142号(2019年)67頁、1143号(同)75頁、1144号(同)42頁、1145号(同)38頁、1146号(同)50頁、1147号(同)39頁が興味深い。

(3) 裁判例の分析

共同研究開発および共同研究開発契約をめぐる裁判例に関する先行研究の指摘を確認した上、 近時の裁判例に関する上記(1)(2)との対比もしておきたい。

まず、共同研究開発の経緯の観点から裁判例を分析した先行研究ものはみられなかった。

つぎに、争いの内容として、①共同研究開発契約の成否および契約締結に至らなかった場合の 当事者の責任、②共同研究開発契約における当事者の義務の履行・不履行や③共同研究開発契約 によるとされる成果の帰属・利用があるとの指摘がある³⁶⁾。これらの紛争類型は近時の裁判例の上 記(2)の分析でも、③の事例がやや目立つものの、傾向としては同様といえよう。

また、紛争に関する争点につき法的判断をする前提として、a) 何をもって共同研究開発契約が成立したと評価できるか、b) 当事者はどのような債務を負担するか(各当事者はそれぞれどのような対価に対してどのような債務を負担するのかと研究開発されるべき技術の範囲および程度)、c) 追加費用の負担は当事者間でどのように分配されるか、d) 共同研究開発の成果物を各当事者はどのように利用できるか、および e) 製品化後の製品販売リスクは当事者間でどのように分配されるかを明らかにしなければならいと分析されている 37 。この点、共同研究開発の成果をめぐる争いが多いという点からは、上記(2)の近時の裁判例には、a、b、d などが専ら争われており、c の追加費用や e の販売リスクが主要な争点となっているものはなかった。

5. 共同研究開発契約の位置づけ

(1) 関連する他の契約との関係

共同研究開発契約に関連して、締結される契約にはつぎのようなものがある³⁸⁾。まず、共同研究開発契約の締結前においては、共同研究開発が可能かどうかを技術的あるいは営業的に検討する 段階で相手方に提供される情報などに係る秘密保持契約(Non Disclosure Agreement)または技術検証(Proof of Concept)契約³⁹⁾、共同研究開発の成果に事業性があるかどうかを調査するための市場調査(FS)契約、あるいは交渉途中で締結されるレター・オブ・インテントがある。つぎに、共同研究開発が成功した後、これに基づく成果について、知的財産権の出願および管理に関する共同出願契約が締結されることや事業化をするための製品の売買契約や下請契約を共同研究開発当事者で締結することもある(共同研究開発契約があると肯定されながら、契約書としては上記の一部のみが作成締結される場合もある。たとえば、【裁判例1】の事案)。ただ、これらの

³⁶⁾ 重富ほか・前掲注4) 158頁。また、高橋利昌「共同研究開発をめぐる裁判例の分析」判タ1407号(2015年) 25頁以下も参照

³⁷⁾ 清水・前掲注8) 262頁

³⁸⁾ 小池眞一ほか「共同研究開発契約の理論と実務 第2回 契約に至るまでの作業とその過程で結ぶ付随的契約」NBL967号 (2011年) 62頁も参照

³⁹⁾ 技術検証契約については、実務家による実務解説がある。ビジネス法務21巻3号(2021年)51頁以下の特集 記事「オープンイノベーションの現状と技術検証(PoC)契約締結の実務」の各記事参照

契約は、共同研究開発の端緒から成果の事業化の間に段階的・時系列的に締結される一連の契約であって、その各時点における各当事者の具体的作業を契約上の債権債務として抽出・整理し、その法的効力を定めたものである。したがって、ある研究開発目標に対し、これらの契約は相互に矛盾するものでなく、補完的であることが想定され、事業の観点からは一体として構想・実行されることが原則となる。

一方、共同研究開発と目的や効果が類似する契約も存在する。新たな技術を取得するために、目的の技術の研究開発の実施を有償で委託する研究開発契約、発注者の要求に応じた製品を開発の上供給する形態の製作物供給契約や下請契約などがある。これらいずれの契約も双方当事者による情報の交換、試作品の提供、分析や評価が行われるものであって、委託者あるいは発注者も受託者・請負人による契約の履行に協力しなければならない⁴⁰⁾。この協力の内容によっては、共同開発的な要素を含む契約と評価されることもあれば(【裁判例 3 】や【裁判例16】など参照)、共同研究開発契約とは認められないこともある(【裁判例 7 】など参照)。もちろんどのように契約の法的性質が決定されるかは、契約書の記載その他意思表示の解釈の問題であって、開発分担や費用負担の状況、成果帰属および事業計画⁴¹⁾、ならびに当事者の数と立場によって判断されるところ、共同研究開発契約では対価関係となる債権債務が発生するものではなく、その点も他の契約類型とは異なる点である。

(2) 事業における共同研究開発の位置づけ

企業が共同研究開発を行うにあたっては、その事業化も見据えた他の当事者への期待 — 期待されるものとしては、他の当事者の保有技術・知的財産権、研究開発能力、生産能力、販売能力あるいはネームバリューなどが考えられる — を背景に、多くの論者が述べているように技術補完やコスト・リスクの軽減のメリットを享受できる一方で事業活動に制約を受ける契約形態である共同研究開発契約を、上記(1)後段の隣接するその他の契約類型と比較検討した上で、選択しているといえよう。さらに、共同研究開発契約は、既存の取引のある企業同士で締結されることが少なくないことから、新規事業の立ち上げというより既存事業の拡大の局面で、取引先の力を利用するものとして使われている。

では、当事者により選択された共同研究開発契約にはどのような特徴あるといえるのだろうか。

⁴⁰⁾ 開発行為における債権者の協力義務がしばしば問題となる契約類型として、請負契約であるソフトウエア開発契約がある。IBM対スルガ銀行の東京高判平成25・9・26金商1428号16頁(上告不受理)は債権者の協力義務を明示はしていないものの、受注者=ベンダ(IBM)とシステム発注者=ユーザー(スルガ銀行)のとの間には、一般的に「システム完成に向けた開発協力体制が構築される以前の企画・提案段階においては、システム開発技術等とシステム開発対象の業務内容等について、情報の非対称性、能力の非対称性が双方に在するものといえ、ベンダにシステム開発技術等に関する説明責任が存するとともに、ユーザーにもシステム開発の対象とされる業務の分析とベンダの説明を踏まえ、システム開発について自らリスク分析をすることが求められる」とし、一定の協力をすべきことを示唆しているとも考えられる。なお、札幌高判平成29・8・31裁判所ウェブサイトも参照。

⁴¹⁾ 清水・前掲注8) 164頁では、成果物の利用という目的と分担を共同研究開発契約の本質的なものとする。

これまで検討してきたところによると、①長期間の取引関係が想定されている(特に成果を利用した事業化まで想定するとさらに長期間が予想される)、②第三者との間の同種の事業活動が制約される、③負担すべきコストや成果は均等であることが多く、また、知的財産権などの技術的成果は共有とされることが多い(【裁判例 9】も参照)、④共同研究開発完了後も技術的成果や技術的成果に基づく製品をめぐる取引上の利害関係が継続している、それ以外にも⑤二者間に限らず、三者以上で契約が成立する場合がありうる(【裁判例 8】や【裁判例15】も参照)などがあげられよう。特に、③および④に関して、特許権等の知的財産権が共有となった場合、共有者間の特段の合意がない限り、民法上の共有の規律のほか、特許法74条、132条 3 項などの制約を受け、これが知的財産権の権利としての存続期間中 — 特許権は出願から20年間(特許法67条 1 項)、実用新案権は10年など⁴²⁰ — 継続することとなる。

たしかに、個々の共同研究開発契約は、特定の技術や製品の研究開発を対象として締結されるため、「業務(事業)提携」の語感から受ける印象とは異なり、企業で通常行われる取引のひとつにしか過ぎず、殊更「業務(事業)提携」と性質付けをする必要がないとも考えられる。しかしながら、上記の特徴(特に①~④)からは、売買や請負のような取引関係よりも各契約当事者の対象業務・事業に与える影響は大きく、かつ、対象業務・事業の遂行にあたっては売買等における他の当事者との協力関係よりも強固な関係⁴³⁾であると評価できる(この点からは、上記 2. (2)ア)の共同研究研究開発を担う組織の組成もその延長線上にあると考えられる)。対象事業・業務が限定的であったとしても、この点からは共同研究開発契約を「業務(事業)提携契約」として他の取引と区別する意義が見いだせるであろう。もちろん、この強固な関係が契約法的にいかなる意味・効果を持つのかは、さらに検討が必要となる。

6. まとめにかえて

上記 5. (2) の末尾の検討課題に関して、かつて椿寿夫博士は以下の 3 つの点を指摘している。すなわち、a) 提携契約の「段階別ないし類型化は、現在の民法理論にからすればきわめて受け入れやすいが、《提携》関係の具体的な内容に関して法的判断をしようする際、どの程度まで有用ないし必要か」、b)「《提携》およびその周辺に着眼すると、既存の制度・理論との関係を考えられざるをえない。~、一定の結合関係ありとするからには、いろいろな組合法理とも接触する」や c)「事業者法では契約自由を当然自明視する考え方がどこまだ妥当視されるかにつき、一定の制限論~《提携》関係が存する場合になお、存しない場合と法律関係を全く同じに解してよいか」、と。

筆者は、上記視点を参考にしながら、事業提携に関して実務家との間で共同研究を実施してお

⁴²⁾ 知的財産権ではないノウハウの場合、公知となるか、あるいは契約上の秘密保持期間が満了となるまで、その使用や処分について拘束されるおそれがある。

⁴³⁾ 大村敦志『基本民法5契約編 第2版』(有斐閣、2020年)80頁以下の「組織性」の観点からは、いずれも組合より弱く、通常の売買取引より強い中間型になろうか。

り、そこでは共同研究開発契約を素材として提供し、他の契約類型(具体的には建設ジョイントベンチャー契約、販売代理店契約およびフランチャイズ契約)とも比較しつつ議論を行っている。その成果については、後日何らかの形で公表したい。